

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

[1] 市街地の整備改善の必要性

【現状と市街地の整備改善の事業の必要性】

中心市街地活性化の中で、都市活力を再生するため、既存ストック等を活用した都市機能の集積や商業機能の充実が必要です。これに併せて、中心市街地へのアクセスしやすい都市基盤の整備及び回遊したくなる都市基盤の整備が必要不可欠です。

さらに、本市は京都、大阪との利便性も高く、JR守山駅周辺ではマンションが建設されるなど中心市街地の人口は増加しており、住み続けたいくなる環境整備の観点から、「人と人の絆」を強化する都市基盤整備が必要です。

このような現状のなか、本市の中心市街地における市街地整備改善の必要性は以下の点にあります。

中心市街地へのアクセスをしやすい都市基盤として、道路のバリアフリー化や自転車活用・自転車道の整備、駐車場の整備等の取組みが必要です。

回遊したくなる都市基盤として、安心して歩ける歩行空間確保、道路の美装化、「水辺遊歩道ネットワーク」、「歴史回廊ネットワークの整備」、「分かりやすいサイン表示」等の取組みが必要です。

安心して住み続けられる環境を整えるため、豪雨時の浸水対策としての雨水幹線の整備及び災害時の避難場所等としての公園の整備等の取組みが必要です。

「人と人の絆」を強化するために親水公園を整備し、子どもから高齢者までが共生できる場づくり等が必要です。

【フォローアップの考え方】

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 道路のバリアフリー化整備事業 事業内容 中心市街地の道路のバリアフリー化 実施時期 H20～22年度	守山市	【位置付け】 勝部浮気線のバリアフリー化整備を行う。 【必要性】 安全・安心に歩ける、歩いてみたくなる環境づくり、及び歩行者の回遊性向上を目指すために必要な事業である。	支援措置 まちづくり交付金 実施時期 H20～22年度	

認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 都市計画公園整備事業 事業内容 焔魔堂公園の整備 実施時期 H16～22年度	守山市	【位置付け】 焔魔堂町地先に整備する本公園は、近隣公園また災害時の避難場所としての機能を有するものであり、バリアフリーによる誰もが楽しめる公園として位置付けている。 【必要性】 子育て世代及び高齢者が交流を育むと共に、災害時における安全な避難場所を確保するために必要な事業である。	支援措置 都市公園事業 実施時期 H16～22年度	
事業名 浸水対策事業 事業内容 県が実施する雨水幹線に市雨水幹線を接続する。 実施時期 H16～H21年度	守山市	【位置付け】 雨水幹線を整備することにより中心市街地内において浸水による被害をなくす。 【必要性】 中心市街地内に安心して暮らせるような環境整備を行うために必要な事業である。	支援措置 下水道事業 実施時期 H14～H21年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 守山栗東雨水幹線事業 事業内容 守山市三宅町から栗東市出庭に至る雨水幹線整備による浸水対策と市街地排水浄化対策 実施時期 H14～H20年度	滋賀県	【位置付け】 雨水幹線を整備することにより中心市街地内において浸水による被害をなくす。 【必要性】 中心市街地内に安心して暮らせるような環境整備を行うために必要な事業である。	支援措置 下水道事業 実施時期 H14～H20年度	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 道路の美装化事業 事業内容 美装化舗装、電線地中化 実施時期 H21～H22年度	守山市	【位置付け】 ほたる通り及び中山道の一部の区間において美装化を施した舗装を行う。 【必要性】 安全・安心に歩ける、歩いてみたくなる環境づくり、及び歩行者の回遊性向上を目指すために必要な事業である。		今後、都市再生整備計画を変更
事業名 道路のバリアフリー化整備事業 事業内容 中心市街地の道路のバリアフリー化 実施時期 H21～H25年度	守山市	【位置付け】 二町播磨田線、古高川田線のバリアフリー化整備を行う。 【必要性】 安全・安心に歩ける、歩いてみたくなる環境づくり、及び歩行者の回遊性向上を目指すために必要な事業である。		今後、都市再生整備計画を変更

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 安全・安心に歩ける環境整備検討</p> <p>事業内容 自動車交通の制御による賑わいや安心して歩ける歩行空間の創出の検討</p> <p>実施時期 H22～H23年度</p>	守山市	<p>【位置付け】 銀座通り、ほたる通り、中山道において自動車交通を制御し、歩行空間を再検討する社会実験を行う。</p> <p>【必要性】 安全・安心に歩ける、歩いてみたくなる環境づくり、及び歩行者の回遊性向上を目指すために必要な事業である。</p>		今後、都市再生整備計画を変更
<p>事業名 自転車の活用等検討事業</p> <p>事業内容 中心市街地内の円滑な移動手段の確保の検討</p> <p>実施時期 H21年度</p>	守山市	<p>【位置付け】 自転車道の整備や自転車等の活用による円滑な移動手段の検討</p> <p>【必要性】 歩行者が安全・安心に歩くことができ、自転車利用者等が安全・安心に運転できる環境づくり、及び歩行者や自転車利用者等の回遊性向上を目指すために必要な事業である。</p>		今後、都市再生整備計画を変更
<p>事業名 親水公園整備事業</p> <p>事業内容 守山小学校東交差点付近において親水公園を整備</p> <p>実施時期 H21～H23年度</p>	守山市	<p>【位置付け】 守山小学校東交差点付近において親水公園を整備し、市民が交流できる場を提供する。</p> <p>【必要性】 親水公園を整備することにより、子育て世代及び高齢者が交流を育む場を設けることは、にぎわいを創出するために必要な事業である。</p>		今後、都市再生整備計画を変更

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 水辺遊歩道ネットワークの整備事業</p> <p>事業内容 守山川、丹堂川、金森川、目田川の水辺遊歩道整備や小公園整備など</p> <p>実施時期 H21～H25年度</p>	守山市	<p>【位置付け】 中心市街地を流れる守山川、丹堂川、金森川、目田川において水辺遊歩道を整備するほか、丹堂川、金森川においてほたるが自生できるような護岸整備を行う。また、遊歩道には所々に市民が休憩できる小さな公園（三坪程度）を整備する。</p> <p>【必要性】 水辺遊歩道のネットワークや親水性の高い河川整備などにより、自然との出会いを回復すると共にゲンジボタルの自生する環境を創出するために必要な事業である。</p>		今後、都市再生整備計画を変更
<p>事業名 駐車場整備事業</p> <p>事業内容 JR貨物用地を有効活用するため駐車場として整備</p> <p>実施時期 H20年度</p>	JR貨物	<p>【位置付け】 守山駅構内においてJR貨物用地を暫定的に駐車場として利用する。また、市所有地の発展の動向を見据え、今後の開発計画を視野に入れるものである。</p> <p>【必要性】 本駐車場の整備により来街者が増加し、賑わい創出及び商業の活性化につながることから必要な事業である。</p>		
<p>事業名 歴史回廊ネットワークの形成事業</p> <p>事業内容 音声案内システム設置、休憩のためのベンチの設置、一里塚復元</p> <p>実施時期 H21、H22年度</p>	守山市	<p>【位置付け】 中山道の史跡に、史跡を案内する音声案内システムを設置すると共に、中山道を回遊する市民のためにベンチを設置する。街道交通史跡である「一里塚」は現在道路の片側にしかないため、道路の両側に対になるように復元する。</p> <p>【必要性】 市民が回遊し、歩いてみたくなる気持ちが高まり、楽しめる空間を形成していくには必要な事業である。</p>		今後、都市再生整備計画を変更

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 分かりやすいサイン表示の設置事業</p> <p>事業内容 案内板設置</p> <p>実施時期 H23～H24 年度</p>	<p>守山市</p>	<p>【位置付け】 本事業は各施設を看板表示および道路上案内表示するものである。</p> <p>【必要性】 人々が目印となる特徴付けや距離、方角、内容などの情報を提供することにより、街の構造を判りやすく示し、人々の街における諸活動の手助けとなるものであり、回遊性を求めるのに必要な事業である。</p>		<p>今後、都市再生整備計画を変更</p>

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

【現状と都市福利施設の整備の必要性】

本市の中心市街地には、市役所、法務局守山出張所などの公共施設や、小学校、幼稚園、保育園などの教育施設、市民交流センター、駅前総合案内所、駅前コミュニティホール、守山公民館などの文化交流施設、民間の社会福祉施設などの都市福利施設が集積しています。また、守山市民病院、県立成人病センター、県立小児保健医療センターなどの医療施設、市民ホール、市民運動公園等の文化体育施設、立命館守山中高・県立守山中高といった教育施設も近接しています。

都市機能を強化する観点から、高齢者福祉・子育て支援・文化・交流施設等の充実が必要です。また、新住民に守山の歴史・風土・伝統等を等しく理解いただくため、歴史文化施設の整備が必要です。

さらに、区内では、人口増加に伴い今後守山幼稚園・守山小学校の園児数・児童数の増加が予測されることから、これらに対応した施設の充実が求められています。

このような現状の中、本市の都市福利施設の整備の必要性は以下の点にあります。

市全体の文化水準を高め、居住者の活発な交流活動を促すため、市民の文化活動の拠点整備などの取組みが必要です。

「人と人との絆」を育むため、多世代の交流はもとより、新しい住民と古くからの住民との交流を促進するような、交流拠点の整備や歴史文化施設の整備などの取組みが必要です。

子どもから高齢者までの「共生」を可能とするため、高齢者の居場所づくり、高齢者福祉及び子育て支援に資する施設整備などの取組みを行い、「歩いて暮らせるまちづくり」のための都市機能整備が必要です。

中心市街地に立地する守山小学校・守山幼稚園は、耐震化の問題や児童数の増加に対応した施設整備などの取組みが必要です。

【フォローアップの考え方】

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 福祉・文化・交流施設の複合化事業</p> <p>事業内容 文化・福祉・子育て支援・多世代交流など複合化施設の整備</p> <p>実施時期 H22～H23年度</p>	守山市	<p>【位置付け】 守山小学校と守山幼稚園の合築に合わせ、公共施設(市民ギャラリー・特定高齢者の介護予防教室・子育て支援施設・ほたるの情報発信施設・多世代や障害者などの交流促進施設・地域活性化施設)を整備するものである。</p> <p>【必要性】 行政サービスを提供する場を設けることにより、市民の利便性や安全・安心なまちとしての機能を向上させるために必要な施設である。</p>		「暮らしにぎわい再生事業」の予定。

認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 回想法の拠点づくり</p> <p>事業内容 町家を活用した高齢者の居場所づくり</p> <p>実施時期 H21年度</p> <p>昔親しんだ環境の中で時間を過ごすことにより、認知症予防を行う取組みです。</p>	守山市	<p>【位置付け】 本事業は、中山道沿いの町家を活用して高齢者の居場所づくりを行い、高齢者の介護予防を推進するものである。</p> <p>【必要性】 少子高齢社会を見据えた介護予防の場として必要な施設である。</p>	<p>支援措置 地域介護・福祉空間整備事業等交付金</p> <p>実施時期 H21年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 東門院門前にぎわいづくり事業 事業内容 門前アート市の開催、町家を利用した門前カフェ事業、舞台・納涼床の設置事業 実施時期 H20年度	(株)ルー プ ン ニ ン グ	【位置付け】 守山宿らしい景観を確保しつつ、東門院を中心にその隣接する町家を活用し、賑わいの創出と高齢者の居場所づくりを行う。 【必要性】 中山道守山宿のにぎわいの創出と集客力を高めるほか、中心市街地への来訪機会を増やすために必要な事業である。	支援措置 地域介護・福祉空間整備等交付金 実施時期 H20年度～	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 シルバーほのぼのハウス事業 事業内容 子ども体験教室、高齢者の健康料理教室、高齢者の体操教室、リサイクル工芸 実施時期 H20年度	(社)守 山市シ ルバー 人材セ ンター	【位置付け】 商店街の空き店舗を利用して、親・子・孫の三世代のための居場所づくり、ならびに高齢者の就労の確保を行う。 【必要性】 親・子・孫の三世代が交流する機会をつくる活動を通じ、コミュニティの再生をしていくためには必要な事業である。		
事業名 歴史文化拠点整備事業 ((仮称)守山を知らう館の整備) 事業内容 守山に関する歴史文化拠点の設置 実施時期 H21～H22年度	守山市	【位置付け】 町家を活用して、守山の歴史文化の情報発信や物産販売を行う施設として有効活用する。 【必要性】 新しい住民と古くからの住民との守山の歴史文化に対する知識の差を埋め、円滑なコミュニケーションやコミュニティの再生・強化につなげる場として必要な施設である。		今後、都市再生整備計画を変更

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 中山道街道文化交流館の機能充実 事業内容 広場・駐車場の整備 実施時期 H21 年度</p>	<p>守山市</p>	<p>【位置付け】 市民、来訪者の交流を促進するため、中山道街道文化交流館の機能充実の一環として、広場・駐車場を整備するものである。 【必要性】 広場・駐車場の整備により訪れやすい環境を整え、市民と来訪者の交流を促進するために必要な施設である。</p>		
<p>事業名 新設マンションへの事務所・店舗等の設置義務付け 事業内容 JR 守山駅周辺の一定規模以上のマンションの新設に対し、事務所・店舗等の設置を義務付ける 実施時期 H22 年度～</p>	<p>守山市</p>	<p>【位置付け】 駅周辺において一定規模以上のマンションを新設する際に、事務所・店舗等の設置を義務付けることにより、職住共存特別用途の検討を行う。 【必要性】 JR 守山駅周辺では、居住用マンションの供給が盛んである一方、商業や業務の衰退傾向が見られる状況であるため、これを是正するために必要な措置である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 教育施設の統合化事業</p> <p>事業内容 守山小学校、守山幼稚園の一体的整備</p> <p>実施時期 H22～H24年度</p>	<p>守山市</p>	<p>【位置付け】 守山小学校の校舎は築50年が経過することから施設の老朽化が進んでいるとともに、耐震基準に適合していない。更に市街化区域内であることから住宅開発が進み、児童数も年々増加しているため増築も必要な状況である。また、守山幼稚園の園舎は築26年が経過し、施設の延命措置を講ずる時期に近づき、施設の大規模改修が必要であるほか、小学校と同様に園児が年々増加し、更に中心市街地において新たに幼稚園での3歳児保育を実施するためには園舎の増築も必要である。なお、整備に当たっては「環境に配慮した施設」とする。</p> <p>【必要性】 幼・小の現状の解決策として、幼・小を統合することにより幼・小の連携を一段と図ることが出来、時代に即した教育施設や教育環境の整備が出来る。また、施設整備経費や運営等の経費節減が出来ることから、教育機能を充実するために必要な事業である。</p>	<p>支援措置 安全・安心な学校づくり交付金</p> <p>実施時期 H21～24年度</p>	<p>今後、都市再生整備計画を変更</p>
<p>事業名 福祉・文化・交流施設の複合化事業（再掲）</p> <p>事業内容 文化・福祉・子育て支援・多世代交流など複合化施設の整備</p> <p>実施時期 H22～H23年度</p>	<p>守山市</p>	<p>【位置付け】 守山小学校と守山幼稚園の合築に合わせ、公共施設(市民ギャラリー・特定高齢者の介護予防教室・子育て支援施設・ほたるの情報発信施設・多世代や障害者などの交流促進施設・地域活性化施設)を整備するものである。</p> <p>【必要性】 行政サービスを提供する場を設けることにより、市民の利便性や安全・安心なまちとしての機能を向上させるために必要な施設である。</p>		<p>今後、都市再生整備計画を変更。</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 身近に歩いて行政サービスを受けられる環境のより一層の充実検討</p> <p>事業内容 福祉・文化等の行政サービスの充実について検討する。</p> <p>実施時期 H21～25年度</p>	守山市	<p>【位置付け】 今後の少子高齢社会を見据えて、身近に歩いて、地域住民の生活を支える福祉・文化等の行政サービスを受けられる環境のより一層の充実について検討する。</p> <p>【必要性】 今後の少子高齢社会を見据えて、住み続けたい居住環境を実現する観点から、「歩いて暮らせるまちづくり」を推進するために必要な事業である。</p>		
<p>事業名 火まつり交流館整備事業</p> <p>事業内容 地域歴史文化会館の整備</p> <p>実施時期 H22年度</p>	勝部自治会	<p>【位置付け】 正月に行われる「火まつり」をはじめ、由緒ある伝統行事を継承するため、地域歴史文化会館を歴史文化の継承と市内外への情報発信施設として有効活用する。</p> <p>【必要性】 新しい住民と既存の住民が守山の歴史文化に対する知識を共有するためと市内外への情報発信施設として必要な施設である。</p>		
<p>事業名 中山道げんき塾事業</p> <p>事業内容 伝統文化の啓発、継承と町屋の保全と活用、まちづくり講座の開催</p> <p>実施時期 H20～H22年度</p>	守山市観光協会	<p>【位置付け】 守山の歴史・文化資源が豊かな中山道周辺を軸に地域の歴史や伝統的な生活文化に親しみ、人との交流によるコミュニティの醸成と商店主の自主的な活性化に向けた取り組みを行なう。</p> <p>【必要性】 中心市街地の商業者と協働し、まちづくりの人材の発掘や育成を通じて中心市街地の活性化を目指すために必要です。</p>		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

【現状と街なか居住の推進の必要性】

近年、JR守山駅周辺では高層マンションの建設が目立っており、本市の中心市街地では人口が増加しています。しかしながら、一方ではこれらマンションの建設に伴って、景観や住環境の保全に関する問題が生じています。

街なか居住を推進していくにあたっては、生活の場としての利便性や安全性の確保、地域コミュニティの形成などが大切になってきます。

『絆と活力ある「共生」都市空間の創造』を基本理念に据えて中心市街地活性化に取り組む本市にとって、街なか居住の推進のためには、駅前としての良好な環境形成や歴史的景観の保全に向けた取り組みと同時に、良好な居住環境を創出していく取り組みが必要です。その一環として、本市では中山道守山宿等地区計画及び景観条例・景観計画を定めており、良好な景観形成を誘導しています。

このような状況のなか、本市の街なか居住の推進、居住環境の向上に向けた取り組みの必要性は以下の点にあります。

中山道守山宿の歴史的景観を保全するとともに、中山道守山宿等地区計画の活用により歴史的な街並と調和した建築物の誘導を図ることが必要です。

JR守山駅の周辺においては、守山の顔にふさわしい良好な景観の形成が必要です。小河川などを活かし、自然環境と調和した良好な居住環境を創出することが必要です。中心市街地の魅力を高め、民間活力による街なか居住の推進が必要です。

【フォローアップの考え方】

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 四季を感じる景観形成の推進事業 事業内容 泉町金森線の緑化の推進 実施時期 H21年度	守山市	【位置付け】 泉町金森線において、市民が歩いて四季を感じる事ができる並木道づくりを行う。 【必要性】 歩いてみたくなる環境づくり、及び歩行者の回遊性向上のために必要な事業である。	支援措置 まちづくり交付金 実施時期 H21年度	

認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
 該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 守山市景観条例等の活用による景観誘導 事業内容 中山道守山宿等地区計画及び景観条例・景観計画による景観規制 実施時期 H20年度	守山市	【位置付け】 良好な市街地景観を保全・創出するため、景観規制を行う。(H20.6.1施行済み) 【必要性】 秩序ある市街地景観の形成を誘導し、本市の美しい景観を後世に引き継いでいくために必要な措置である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 四季を感じる景観形成の推進事業</p> <p>事業内容 新中山道の緑化の推進</p> <p>実施時期 H21～H23年度</p>	守山市	<p>【位置付け】 新中山道において、市民が歩いて四季を感じる事ができる並木道づくりを行う。</p> <p>【必要性】 歩いてみたくなる環境づくり、及び歩行者の回遊性向上のために必要な事業である。</p>		今後、都市再生整備計画を変更
<p>事業名 街並み景観づくり修景整備助成事業</p> <p>事業内容 中山道の街並みに合致した修景整備に対して助成する</p> <p>実施時期 H20～25年度</p>	守山市	<p>【位置付け】 中山道守山宿等地区計画区域内の沿道に面した建築物等において、地区計画および施工基準に適合した修景整備を行った場合に助成する。</p> <p>【必要性】 中山道の歴史的な建造物や中山道守山宿らしい風情ある景観を保全・再生することにより、市民が誇りを持てる環境形成を図るうえで必要な事業である。</p>		今後、都市再生整備計画を変更
<p>事業名 新設マンションへの事務所・店舗等の設置義務付け（再掲）</p> <p>事業内容 JR 守山駅周辺の一定規模以上のマンションの新設に対し、事務所・店舗等の設置を義務付ける</p> <p>実施時期 H22年度～</p>	守山市	<p>【位置付け】 駅周辺において一定規模以上のマンションを新設する際に、事務所・店舗等の設置を義務付けることにより、職住共存特別用途の検討を行う。</p> <p>【必要性】 JR 守山駅周辺では、居住用マンションの供給が盛んである一方、商業や業務の衰退傾向が見られる状況であるため、これを是正するために必要な措置である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 水辺遊歩道ネットワークの整備事業（再掲）</p> <p>事業内容 守山川、丹堂川、金森川、目田川の水辺遊歩道整備や小公園整備など</p> <p>実施時期 H21～H25年度</p>	<p>守山市</p>	<p>【位置付け】 中心市街地を流れる守山川、丹堂川、金森川、目田川において水辺遊歩道を整備するほか、丹堂川、金森川においてゲンジボタルが自生できるような護岸整備を行う。また、遊歩道には所々に市民が休憩できる小さな公園（三坪程度）を整備する。</p> <p>【必要性】 水辺遊歩道のネットワークや親水性の高い河川整備などにより、自然との出会いを回復すると共にゲンジボタルの自生する環境を創出するために必要な事業である。</p>		<p>今後、都市再生整備計画を変更</p>
<p>事業名 守山ほたるパーク＆ウォーク</p> <p>事業内容 パーク＆ウォークによるホタル観賞及び来訪を促進するため、臨時駐車場・バスを用意すると共にPR活動を行う</p> <p>実施時期 H16～H25年度</p>	<p>守山ほたるパーク＆ウォーク実行委員会</p>	<p>【位置付け】 ゲンジボタルが飛翔する時期にあわせて来訪しやすい環境を整え、より多くの方にホタル観賞を楽しんで頂くための仕掛けとしてパーク＆ウォークを展開する。</p> <p>【必要性】 貴重な地域資源であるゲンジボタルを通して川の環境を守ることの大切さを学び、市民ひとり一人が誇りの持てるまちづくりを推進するために必要な事業である。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

【現状と商業の活性化の必要性】

本市の商業の現状については、商店数は、平成6年には244店ありましたが、平成16年には171店となり、7割程度となりました。年間商品販売額は、平成6年には約232億円ありましたが、平成16年には約120億円と半減しました。また、対市シェアについても、37.7%から16.7%と半分以下になりました。年間商品販売額の減少が大きいことから、今後も商店数が減少していくことが予想されます。

また、消費者ニーズの変化に対応できていない事業者や後継者問題が生じている事業者が多く見られるなどの問題を抱えています。

アンケート調査からも、商業機能の充実を求める声が大い状況にあり、商業機能は都市活力を確保するのみではなく、中心市街地内居住者及び市民にとって、生活基盤上、必要不可欠な機能です。

このような状況のなか、本市における商業の活性化の必要性は以下の点にあります。

既存大規模店舗の改築による賑わい創出の取組みが必要です。

歩いてみたくなる魅力を高めるため、空き店舗の既存ストックの活用等により商店街としての賑わいの連続性を確保することが必要です。

中心市街地の活性化に向けて、公共施設の整備に併せて、民の賑わい創出の機能を導入するなど、公・民の連携した取組みが必要です。

行政・事業者・市民による協働のまちづくりを推進するため、中心市街地の活性化を担う多くの団体が参加し、公民の役割分担の下、コンセンサスの形成やまちの運営の役割を担う組織づくりが必要です。

中心市街地の賑わいを創出するイベントの開催などソフト的な取組みが必要です。

【フォローアップの考え方】

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じます。

[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 テナントミックス事業 (2箇所) 事業内容 まちづくり会社が地域活性化施設を活用して地域活性化を行う 実施時期 H21～H24年度</p>	<p>まちづくり会社</p>	<p>【位置付け】 市が設置する地域活性化施設(福祉・文化・交流施設、および、中山道の町家を活用した歴史文化拠点に併設)をまちづくり会社が活用し、テナントミックスを行うことにより、賑わいの創出を図る。 【必要性】 賑わいを創出するための様々な活動の拠点となる場を設けて継続的に活用していくことは、中心市街地活性化に必要である。</p>		<p>戦略的 中心市街地商業等活性化支援事業・ 戦略的 中心市街地中小商業等活性化支援事業の 予定</p>

認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 (仮称)平和堂守山店 建替え事業 事業内容 総合スーパーの建替え 実施時期 H24～H25年度</p>	<p>(株)平和堂</p>	<p>【位置付け】 中心市街地の中央部に位置する平和堂守山店の建替により居住者や来街者の利便性を高め、回遊性と集客力向上を図る。 【必要性】 水辺遊歩道ネットワークの整備事業と連携を図ることで、中心市街地のにぎわいの創出と活性化に貢献する必要な事業である</p>		<p>戦略的 中心市街地商業等活性化支援事業の 予定</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 新たに店舗を誘致する外部投資誘導事業</p> <p>事業内容 空店舗や市街地における空閑地への店舗誘致</p> <p>実施時期 H21～H25年度</p>	<p>まちづくり会社</p>	<p>【位置付け】 まちづくり会社が活用する地域活性化施設とともに新たに外部資本を導入することにより既存商店へ波及効果を与える</p> <p>【必要性】 水辺遊歩道ネットワークや歴史回廊ネットワークでの回遊性を高めていくうえで、民間資本の誘致が必要である。</p>		
<p>事業名 回想法の拠点づくり（再掲）</p> <p>事業内容 町家を活用した高齢者の居場所づくり</p> <p>実施時期 H21年度</p> <p>昔親しんだ環境の中で時間を過ごすことにより、認知症予防を行う取り組みです。</p>	<p>守山市</p>	<p>【位置付け】 本事業は、中山道沿いの町家を活用して高齢者の居場所づくりを行い、高齢者の介護予防を推進するものである。</p> <p>【必要性】 少子高齢社会を見据えた介護予防の場として必要な施設である。</p>	<p>支援措置 地域介護・福祉空間整備事業交付金</p> <p>実施時期 H21年度</p>	
<p>事業名 東門院門前にぎわいづくり事業（再掲）</p> <p>事業内容 門前アート市の開催、町家を利用した門前カフェ事業、舞台・納涼床の設置事業</p> <p>実施時期 H20年度</p>	<p>(株)ルーピング</p>	<p>【位置付け】 守山宿らしい景観を確保しつつ、東門院を中心にその隣接する町家を活用し、賑わいの創出と高齢者の居場所づくりを行う。</p> <p>【必要性】 中山道守山宿のにぎわいの創出と集客力を高めるほか、中心市街地への来訪機会を増やすために必要な事業である。</p>	<p>支援措置 地域介護・福祉空間整備等交付金</p> <p>実施時期 H20年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 銀座商店街の活性化の検討</p> <p>事業内容 銀座商店街の活性化に向け方策を検討する</p> <p>実施時期 H20～H25年度</p>	<p>守山銀座商店街振興組合</p>	<p>【位置付け】 銀座商店街の活性化を図ることで、回遊性と集客力向上を図る。</p> <p>【必要性】 賑わいを創出するための活動拠点として方策を検討することは中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 セルバ守山地下の有効活用の検討</p> <p>事業内容 セルバ守山地下の有効活用検討を行う</p> <p>実施時期 H21～25年度</p>	<p>セルバ守山管理組合、守山市、まちづくり会社等</p>	<p>【位置付け】 セルバ守山地下の空き店舗の有効利用を官民協働により、回遊性と集客力向上を図る。</p> <p>【必要性】 賑わいを創出するための活動拠点として方策を検討することは中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>事業名 商店街コミュニティスペース事業</p> <p>事業内容 商店街の空きスペースを活用してコミュニティ形成の場を設ける</p> <p>実施時期 H17～H25年度</p>	<p>守山商工会議所</p>	<p>【位置付け】 商店街の空きスペースを活用して、情報発信や交流の場を設けることによって商店街の活性化を図る。</p> <p>【必要性】 商店街の中に立ち寄りたくなる公的な場を設けることは、商店街の活性化のために必要な事業である。</p>		
<p>事業名 近江鉄道用地の有効活用検討</p> <p>事業内容 駅前広場付近にある近江鉄道用地の有効活用方策を検討する</p> <p>実施時期 H21～H25年度</p>	<p>近江鉄道</p>	<p>【位置付け】 当該地に存する既存の商業施設は立地条件の良さを活かしきれていないため、より有効な活用方策を検討する。</p> <p>【必要性】 駅前広場に面する一帯の土地を有効活用することは、賑わいの創出に有効であるため、検討を進めることは必要である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 中心市街地情報発信事業 事業内容 ホームページ等により中心市街地に関する情報を発信する 実施時期 H20～H25年度	まちづくり会社	【位置付け】 中心市街地を活性化するため、ホームページ等により中心市街地に関する情報を発信する。 【必要性】 中心市街地の情報を発信することは、中心市街地の活性化にとって必要である。		
事業名 タウンマネージャー設置事業 事業内容 タウンマネージャーを設置するために必要な準備を行う 実施時期 H21～H23年度	まちづくり会社	【位置付け】 タウンマネージャーが有する専門的知識をまちづくりに活用するため、適任者を選定・配置する。 【必要性】 専門家の参画により、より効果的な活性化策を講じることが期待できるため、必要な事業である。		戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業の予定
事業名 市民との協働のためのプラットフォームづくり事業 事業内容 場の提供、コーディネート、情報収集発信 実施時期 H20～H25年度	まちづくり会社	【位置付け】 多様・多能な市民同士のネットワークづくりを行い、市民の発意・提案を支援し、その過程の中で計画・実施・評価の各段階を共有し、市民活動の支援を行う。 【必要性】 市民が主役のまちづくりを進める場、また、市民・地域と行政をつなぐ場、発信拠点づくりとして必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 地域社会研究調査事業</p> <p>事業内容 中心市街地に拠点を置き研究を進める。 研究・調査、定例公開講座他</p> <p>実施時期 H20～H24年度</p>	<p>京都大学 フィールド ション守 山</p>	<p>【位置付け】 守山市を市街地・農村・漁村の3種類の地域社会に分類するなかで、今後の調和がとれた発展と県内での位置づけを研究する。</p> <p>【必要性】 研究・調査と連携するなかで、中心市街地と周辺地域との結びつきの強化を検討していく。</p>		
<p>事業名 町家活用のまちづくり事業</p> <p>事業内容 中山道街道文化交流館を拠点に大学生による講座開催や賑わいイベントを実施</p> <p>実施時期 H21年度</p>	<p>大学ゼミ</p>	<p>【位置づけ】 中山道の町家を活用するため大学生が講座の開催等を実施することにより周辺地域の賑わい創出に寄与する。</p> <p>【必要性】 中山道の交流施設を活用し賑わいを創出する 事業を実施することは回遊性を高めるうえでも必要である。</p>		
<p>事業名 商店街活性化事業</p> <p>事業内容 商店街を活性化するため定期的にイベントを開催する</p> <p>実施時期 H20～H25年度</p>	<p>まちづくり り会社</p>	<p>【位置付け】 中心市街地内の商店街で集客力のあるイベントを定期的に開催することにより商店街の良さを広め、商店街の活性化につなげる。</p> <p>【必要性】 中心市街地内の商店街に訪れるきっかけを定期的に設け、その魅力を知ってもらうことにより、中心市街地への来訪者や回遊性を高めるため必要な事業である。</p>		<p>戦略的 中心市 街地中 小商業 等活性 化支援 事業の 予定</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名 もりやま夏まつり 事業内容 コンサートや抽選会などのイベント開催 実施時期 H18～H25年度	守山夏祭り実行委員会	【位置付け】 市民の主体性を見出し、住民主導のまつりとして、商店街の活性化、市民相互のふれあいを促進する。 【必要性】 駅前で開催することにより、中心市街地活性化の一環として、また、各商店街、自治会、市民、企業の参加により「市民が主役のまちづくり」として必要な事業である。		
事業名 もりやまいち 事業内容 地産地消に資する地元産物の販売 実施時期 H6～H25年度	もりやまいち実行委員会	【位置付け】 歴史・文化資源の豊かな中山道を軸で取り組むことにより、中心市街地の商業者と協働し新たなまちづくりに向けての人材発掘や育成を目指す。 【必要性】 まちの活性化には、地域の歴史や伝統的な生活文化に親しみ、人との交流によるコミュニティの醸成が必要である。		
事業名 銀座夜市 事業内容 模擬店による販売 実施時期 S45～H25	守山銀座商店街振興組合	【位置付け】 夏の風物詩として銀座商店街で夜市をすることにより、市民にコミュニティの場を提供する。 【必要性】 中心市街地活性化の一環として、また、銀座商店街、自治会、市民の参加により「市民が主役のまちづくり」として必要な事業である。		
事業名 守山音楽コンサート 事業内容 守山音楽コンサートを開催する。 実施時期 H21～H25	まちづくり会社	【位置付け】 文化の香り高い中心市街地を形成するため、親水公園および既存ホール等を活用して、守山音楽コンサートを開催する。 【必要性】 中心市街地における賑わいを創出するために必要な事業である。		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 もりやま市民活動屋台村</p> <p>事業内容 市民、ボランティア、NPO等の活動の成果や取り組みをPRし、各団体の交流を促進する。</p> <p>実施時期 H17年度～</p>	<p>もりやま市民活動屋台村実行委員会</p>	<p>【位置付け】 市民交流センターにおいて、住民相互の活発な交流を促進し、コミュニティの再生・強化を図るとともに中心市街地内の活力を創出する。</p> <p>【必要性】 市民が主体となって活動する各種団体の交流を促進することは、コミュニティの再生・強化を図るため必要な事業です。</p>		
<p>事業名 もりやま冬ホテル</p> <p>事業内容 冬季に駅前広場周辺においてイルミネーションを実施する。</p> <p>実施時期 H18年度～</p>	<p>守山商工会議所</p>	<p>【位置付け】 ホテルを彷彿させるイルミネーションにより四季折々の守山のよさを感じ、市民が愛着を持って住み続けたい環境整備を図る。</p> <p>【必要性】 四季折々の守山の良さを感じることは、市民の誇りを持って住み続けたい意識を醸し出し、定住の促進につながる事業です。</p>		
<p>事業名 フリーマーケットの開催</p> <p>事業内容 定期的にフリーマーケットを開催する。</p> <p>実施時期 H18年度～</p>	<p>ほたる通り商店街</p>	<p>【位置付け】 若い人達を中心に、中心市街地に訪れる機会を少しでも増やす取り組みです。</p> <p>【必要性】 集客効果により商店街の賑わいを創出するために必要な事業です。</p>		
<p>事業名 中山道げんき塾事業（再掲）</p> <p>事業内容 伝統文化の啓発、継承と町屋の保全と活用、まちづくり講座の開催</p> <p>実施時期 H20年度～</p>	<p>守山市観光協会</p>	<p>【位置付け】 守山の歴史・文化資源が豊かな中山道周辺を軸に地域の歴史や伝統的な生活文化に親しみ、人との交流によるコミュニティの醸成と商店主の自主的な活性化に向けた取り組みを行なう。</p> <p>【必要性】 中心市街地の商業者と協働し、まちづくりの人材の発掘や育成を通じて中心市街地の活性化を目指すために必要です。</p>		

8. 4 から 7 までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

【現状と必要性】

本市の中心市街地内には、JR 守山駅をはじめ、その駅前広場を発着場とする湖南地域のバス路線網が整備されています。このため、JR 守山駅は湖南地域の玄関口としての役割とともに、周辺地域から公共交通機関を利用してアクセスしやすい場所となっています。

路線バスの利用者数は、年々減少傾向にあり、ここ 10 年間で 1/3 程度まで減少していますが、平成 19 年は前年と比べ、僅かながら増加しました。

アンケート調査により、公共交通の充実の声が多い状況です

このような状況のなか、本市の公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性は以下の点にあります。

誰もが利用しやすい中心市街地として、湖南地域及び市域全域から中心市街地へ来訪する機会を増やすために、公共交通機関の利便性の向上を図る取り組みが必要です。バス利用者のニーズ、高齢社会への対応を踏まえ、まちづくりと一体化した公共交通の維持、活性化が必要です。

市内バス路線の充実、広域バス路線の整備、バス停留所の適正な配置など、市民生活の利便性の向上に向けた取り組みが必要です。

人と自然が共生するまちづくりを目指す本市にとって、街なかでゲンジボタルが乱舞する光景をより多くの方に楽しんでいただくために、自動車交通の市内への乗り入れ規制とバスによる輸送の確保等が必要です。

【フォローアップの考え方】

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じます。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 公共交通の充実の検討</p> <p>事業内容 公共交通をどのように充実させるべきかについて検討する</p> <p>実施時期 H21年度～</p>	守山市	<p>【位置付け】 バス事業者とタクシー事業者との役割分担を念頭に置きながら、行政・市民・事業者等の連携により、公共交通をどのように充実させるべきかについて検討を行う。</p> <p>【必要性】 まちなかへの来街者を増やし回遊性を高めるために必要な事業である。</p>		今後、都市再生整備計画を変更
<p>事業名 守山ほたるパーク&ウォーク(再掲)</p> <p>事業内容 パーク&ウォークによるホテル観賞及び来訪を促進するため、臨時駐車場・バスを用意すると共にPR活動を行う</p> <p>実施時期 H16年度～</p>	守山ほたるパーク&ウォーク実行委員会	<p>【位置付け】 ゲンジボタルが飛翔する時期にあわせて来訪しやすい環境を整え、より多くの方にホテル観賞を楽しんで頂くための仕掛けとしてパーク&ウォークを展開する。</p> <p>【必要性】 貴重な地域資源であるゲンジボタルを通して川の環境を守ることの大切さを学び、市民ひとり一人が誇りの持てるまちづくりを推進するために必要な事業である。</p>		

4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所

